

令和8年度 前橋市立みずき中学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

- (1) いじめ防止等の対策により生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

2 取組の内容

(1) いじめに対する基本認識

- ①いじめとは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ②いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ③いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ④いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑤保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

(2) 未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒による主体的ないじめ防止活動を推進するために、次のように取り組む。

- ①生徒の見守りの充実を図る。(授業時に加え始業前、休み時間、放課後等)
- ②望ましい人間関係や互いのよさを認め合う学級指導や環境整備を行う。
- ③SOS の出し方・受け止め方に関する教育を行い、安全で安心な学校づくりを行う。
- ④道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ⑤生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
(生徒会や学級を中心とした、いじめ防止スローガンの作成、挨拶運動の実施等)
- ⑥常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
(担任との個別面談や生活いじめアンケートを定期的に実施等)
- ⑦学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を効果的に活用する。
- ⑧発達障害や外国籍等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にされた指導に当たる。
- ⑨教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- ⑩教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑪地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(3) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解し、学校組織として早期発見に努め、家庭・地域と連携した実態把握が行えるよう、次のように取り組む。

- ①生徒の見守りの充実を図る。(授業時に加え始業前、休み時間、放課後等)
- ②学級での指導や見守りを担任任せにせず、学年・学校全体で取り組む。
(朝と帰りの学活、給食、学級活動、総合の時間 等)
- ③生徒の声に耳を傾ける。(月別アンケート実施、生活ノート、個別面談 等)
- ④生徒の学校生活以外の行動を注視する。(ネットパトロール 等)
- ⑤保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議 等)
- ⑥地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

(4) 早期解消

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消をめざし、次のように取り組む。

- ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥事後の経過観察を3ヶ月以上行うとともに、いじめが解消した後も保護者と連絡をとるなど、再発防止に向けた見守りを継続する。

(5) 重大事態の対応

重大事態とは、いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。

- ①教育委員会及びその他の関係機関と連携して、迅速かつ適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②調査を行った結果について、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、教育委員会及びその他の関係機関と連携して、必要な情報を適切に共有する。
- ③地方公共団体の長等への重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による①の調査の再調査、再調査の結果を踏まえた措置を講ずる。

(6) 評価・検証

- ①学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止への取り組みについては、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- ②いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による評価及び保護者への学校評価アンケートを年1回実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

3 組織（いじめ防止対策委員会）

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、研修主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、場合によって外の専門家

(2) 役割

- 校長 いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映させる）
- 教頭 いじめ防止推進体制の工夫・改善
- 生徒指導主事（いじめ防止対策委員長）
いじめ防止基本方針に基づいた、いじめ防止計画の立案、実施、評価
- 教務主任 いじめ防止のための教育課程の編成
- 研修主任 いじめ防止にかかる実践力向上のための研修の立案、実施、評価
- 各学年主任 各学年におけるいじめ防止計画の実施、評価
各学年担当のいじめ防止にかかる実践力向上の支援
- 教育相談主任 いじめ防止にかかる家庭・地域との連携の推進

(3) 委員会の開催

必要に応じて、随時開催する。また、運営委員会または生徒指導部会の中で開催する。